

試験日	2025年2月22日
入試種別	大学院（修士課程）入学試験
学部・研究科	法学研究科
科目名	税法
解答例又は採点時の評価ポイント	
<p><b>【問題1・解答例50点】</b></p> <p>法律またはその委任のもとに政令や省令において課税要件および租税の賦課・徴収の手続きに関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならない。みだりに不確定な定めをなすと、結局は行政庁に一般的・白紙的委任をするのと同じ結果になりかねないからである。この原則を課税要件明確主義という。（10点）</p> <p>したがって、租税法においては、行政庁の自由裁量を認める規定を設けることは、原則として許されないと解すべきであり、また不確定概念（抽象的・多義的概念）を用いることも十分に慎重でなければならない。（5点）</p> <p>もっとも、法の執行に際して具体的事情を考慮し、税負担の公平を図るためには、不確定概念を用いることは、ある程度は不可避であり、また必要である。（5点）</p> <p>例えば、法人税法132条において、「～法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは～」とあり、同族会社において、少数の株主のお手盛りにより税負担を減少させるような行為や計算を行うことが可能であるため、税負担の公平を維持するため、同族会社の経済的合理性を欠いた行為または計算について、なんらかの不確定概念のもとにその否定を認めることは、不合理であるとはいきれない。そのほかにも「不当に高額」（法法34条2項・36条）「不相当であると認められる」（所法18条）「相当の理由」（所法145条2号同150条1項3号、法法123条2号同127条1項3号）「必要があるとき」（法法153条、154条）「正当な理由」（通65条4項、66条1項、67条1項）「著しく低い価額」（所法59条、相法7条～9条）等の不確定概念が多用されている。（各例示2点×5個＝10点）</p> <p>しかし、「公共上必要があるとき」とか「景気対策上必要があるとき」というようなその内容があまりに一般的ないし不明確であるため公権力の恣意性や乱用をまねくおそれのあるものは課税要件明確主義に反して無効と解すべきである。</p> <p>（10点）</p> <p>結果、両者の関係は法的安定性ないし予測可能性の要請と公平負担の要請をどのように両立させるかという関係にある。（総合的に加点10点）</p>	

【問題2 解答例 50点】

(1)現在の相続税の課税方式は、「法定相続分課税方式に基づく遺産取得課税方式」が採用されている。5点

(2)①この方式では、まず相続人が取得した相続財産の合計額から、法定相続人の数に応じた基礎控除額を控除する。そして、その控除後の金額を法定相続人が法定相続分に応じて取得したものとして計算し、それぞれの金額に税率を掛ける。その税額を合計した金額が相続税の総額となり、その金額を相続人それぞれが実際に取得した取得分に応じて按分し、各自税額控除を適用していく、というのが現行方式の流れである。5点

②この方式では、相続税の総額が遺産分割の結果に左右されないため、税額を減らすための仮装分割を防止できる、という利点がある。10点

一方、問題点もいろいろある。例えば、

③「法定相続分課税方式」で控除する基礎控除額は、法定相続人の数によって変わってくるため、相続財産の総額が同額の相続であっても、相続税が同じになるとは限らない。

10点

④また最も大きな問題と思われるのが、相続税が減額される特例の適用についてである。小規模宅地等の特例や特定事業用資産の特例などは、その要件を満たす本人だけが優遇を受けるとするのが本来の趣旨であるはずだが、現行方式では、上記のような計算の仕組みとなっているため、要件を満たさない相続人も減額措置の恩恵を受けることとなる。

10点

⑤一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴課税する必要が生じること。

5点

⑥自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。5点